

# 豊中市第六次障害者長期計画・第7期豊中市障害福祉計画・第3期豊中市障害児福祉計画 策定支援業務優先交渉権者選定にかかる企画提案実施要領

## 1. 実施目的

現行計画（第五次障害者長期計画及び第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画）が令和6年（2024年）3月に計画期間満了となるため、次期計画である第六次障害者長期計画（令和6年度（2024年度）～令和11年度（2029年度））及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（令和6年度（2024年度）～令和8年度（2026年度））を策定するにあたり、豊富なノウハウと情報を持つ優秀なコンサルタント業者を選定するため、実施するもの。

## 2. 委託業務概要

- (1) 業務名 : 豊中市第六次障害者長期計画及び第7期豊中市障害福祉計画・第3期豊中市障害児福祉計画策定支援業務
- (2) 業務内容 : 『豊中市第六次障害者長期計画・第7期豊中市障害福祉計画・第3期豊中市障害児福祉計画策定支援業務委託仕様書』参照
- (3) 業務期間 : 令和5年（2023年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日まで
- (4) 業務委託料 : 4,983,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限金額とする。

## 3. 参加資格

本案件に参加できる者は、企画提案書等の提出期日において、下記のすべての要件を満たすものとする。なお、企画提案書等の提出後において要件を満たさなくなった場合は、参加を認めない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 過去10年において、別表1に記載する計画のうち、いずれかの計画を含む計画の策定支援業務を受託し、完了した実績を有すること。（他市実績含む）
- (4) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (6) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (7) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

(別表1)

障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく「市町村障害福祉計画」
児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」
老人福祉法に基づく「市町村老人福祉計画」
介護保険法に基づく「市町村介護保険事業計画」
社会福祉法に基づく「市町村地域福祉計画」
子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」

#### 4. 募集日程

項 目	期 限
企画提案募集情報の掲載	令和5年1月10日（火）予定
質問の提出（電子メール）	令和5年1月18日（水）12時まで ※質問に対する回答は令和5年1月23日（月）に市ホームページにて公表する。
企画提案書等の提出	令和5年2月3日（金）17時15分まで（必着） ※提出書類の分割提出は認めない。また、提出期限内未到達の場合、応募を無効とする。
第1次審査（書類審査）	令和5年2月10日（金） ※応募事業者が5社以上あった場合のみ実施する。
第2次審査（プレゼンテーション）	令和5年2月21日（火）を予定 ※時間は、応募書類受付確認後、または、第1次審査終了後通知する。オンライン審査。
審査結果の通知・公表	令和5年2月24日発送・市ホームページにて結果公表予定
委託契約手続き期間	令和5年2月27日（月）～3月31日（金）

#### 5. 質問の受付

本実施要項の内容に不明な点がある場合は、事務局まで質問書（様式6）を電子メールにて提出すること。なおメールを送付した際には06-6858-3282まで電話にて連絡をすること。

- (1) 提出期限：1月18日（水）12時まで
- (2) 回答方法：質問に対する回答は、1月23日（月）に市ホームページにて公表する。

## **6. 企画提案書等の提出**

---

参加申込書提出者で本案件の提案を行おうとするもの（以下「提案者」という。）は、次のとおり本案件に関する「提案書等」を提出すること。

- (1) 提出期限：2月3日（金）17時15分まで
- (2) 提出方法：事務局あてに持参（平日8時45分から17時15分）又は送付（郵送、宅配便等）により提出すること。  
送付の場合は提出期限までに必着とする。
- (3) 提出書類：①～⑥の資料を紙1部、PDFデータ（DVD）1部提出すること。
  - ①参加申込書（様式1）
  - ②業務経歴書（様式2）
  - ③業務実施体制調書（様式3）
  - ④統括責任者及び担当者の業務実績調書（様式4）
  - ⑤公募開始日から過去3年以内の処分歴等の有無（様式5）
  - ⑥企画提案書（任意様式）
- (4) 注意事項：
  - ①提出書類の不足又は提出期限内未達の場合、応募を無効とする。
  - ②提出書類はいかなる場合でも返却しない。
  - ③提出書類に不備等が発見された場合は補正を求めることがある。
  - ④提出期限後の差し替えは認めない（豊中市が補正等を求める場合を除く）。
  - ⑤紙で提出する書類の規格はA4版片とじ・横書き・両面とする。
  - ⑥文字は11ポイント以上とし、フォントは任意とする。
  - ⑦全体にページを付け、目次を付ける。
  - ⑧提出書類は項目ごとにインデックスを付け、全体をバインダー等で綴る。

〈提出書類の記入要領〉

項 目	内 容
業務経歴書 (様式2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体から受託した業務のうち完了したものについて記入すること。</li> <li>・障害者長期計画、障害福祉計画、障害児福祉計画、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、地域福祉計画、子ども・子育て支援事業計画を記載すること。</li> <li>・業務場所は、都道府県名及び市町村名を記入すること。</li> <li>・業務期間は、委託契約締結日から業務完了日までの期間とする。</li> </ul>
業務実施体制調書 (様式3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務の実施の取組み体制及び特徴を記入すること。</li> <li>・役割の欄には本委託業務における担当分野や業務内で担う役割を記入すること。</li> <li>・主な勤務場所は都道府県を記入すること。</li> <li>・業務実施組織図は企画提案提出時の組織図を記入すること。また、図中に本業務を受託した場合の担当窓口を記入すること。</li> </ul>
統括責任者及び担当者の業務実績調書 (様式4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門分野は、本業務に関して担当・研究する活動分野を記入すること。</li> <li>・参画した主要業務の概要と担当した分野は、担当した他自治体において障害者長期計画、障害福祉計画、障害児福祉計画、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、地域福祉計画、子ども・子育て支援事業計画に関わる業務を中心に記入すること。</li> </ul>
公募開始日から過去3年以内の処分歴等の有無 (様式5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市、国又は他市の入札参加停止措置又は入札参加除外措置の有無等について、該当する項目にチェックを入れ、添付書類が必要な場合は合わせて提出すること。</li> </ul>

<p>企画提案書 (様式任意 10枚以内)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画提案は1社1案とする。</li> <li>・企画提案の表紙には提案事業タイトルと提案者名を記入するものとする。 (記入例) 「豊中市第六次障害者長期計画・第7期豊中市障害福祉計画・第3期豊中市障害児福祉計画」提案書 ○○(法人名等)</li> <li>・本様式に限りA3判も可とするが、A3判を用いる場合は1枚をA4判2枚として計算する。</li> </ul> <p>次のとおり企画提案を求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 国が示す第六次障害者長期計画・第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本方針と豊中市の特性をふまえたうえで取り組む重点事項と課題について</li> <li>② 市民アンケート調査を活用するにあたっての手法や考え方について</li> <li>③ 策定までの作業項目</li> <li>④ 業務フロー</li> <li>⑤ 業務遂行スケジュール</li> <li>⑥ 計画書の構成及び概要、策定後の進行管理など</li> <li>⑦ 価格</li> </ol> <p>※価格提案は、必ず人件費、間接経費など見積金額の積算根拠を明示した内訳明細を記載又は添付すること。</p>
<p>実績がわかる調査報告</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数ある場合も代表的なもの1部</li> </ul>

(4) 参考資料

『豊中市第五次障害者長期計画』 豊中市 ([city.toyonaka.osaka.jp](http://city.toyonaka.osaka.jp))

『第6期豊中市障害福祉計画・第2期豊中市障害児福祉計画』 豊中市 ([city.toyonaka.osaka.jp](http://city.toyonaka.osaka.jp))

豊中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 豊中市 ([city.toyonaka.osaka.jp](http://city.toyonaka.osaka.jp))

第4期豊中市地域福祉計画 豊中市 ([city.toyonaka.osaka.jp](http://city.toyonaka.osaka.jp))

第2期豊中市子育て・子育て支援行動計画 [こどもすこやか育みプラン・とよなか](http://city.toyonaka.osaka.jp) 豊中市 ([city.toyonaka.osaka.jp](http://city.toyonaka.osaka.jp))

(5) 提出先：豊中市福祉部障害福祉課 企画係

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1(豊中市役所第二庁舎1階)

E-mail: [shougaiikaku@city.toyonaka.osaka.jp](mailto:shougaiikaku@city.toyonaka.osaka.jp)

**7. 審査方法**

市職員で構成する審査委員会を設置する。応募事業者が5社以上あった場合のみ、事前に第1次審査

(書類審査)を行い、審査の対象業者を4社に絞る。提案書及びヒアリングに基づく第2次審査(プレゼンテーション)を行い、審査参加委員の合議により決定した総合評価で最高得点を得た提案者を優先交渉権者とする。評価点が同点の場合は、価格提案が低い業者を優先交渉権者とする。価格提案も同じ場合は、委員長の指名で優先交渉権者を決定する。

第2次審査(プレゼンテーション)の結果、全体配点の50%未満の提案者は、順位が1位の場合であっても契約予定者としなない。

① 日 時：令和5年(2023年)2月21日(火)を予定

※ 時間は提案者全てに別途連絡する。

② 発表時間等：30分程度

(1提案者につき20分以内のプレゼンテーションのあと、質疑・応答することとする。)

③ 発表方法：オンライン

④ プレゼンテーションを行う者：本業務に携わる担当者とする。

⑤ その他：提案者の雇用する従業員がプレゼンテーションを行うこと。

#### (1) 審査項目

項目	配点
<b>1 業務実績、業務実施体制</b>	<b>20点</b>
・本計画を策定できる十分な経験、実績があるか。	5点
・要員確保及び本計画策定支援、会議運営支援の体制ができているか。また、不慮の事故等の支援体制が確立されているか。	5点
・必要とされている年間業務を十分理解しているか。また、スケジュールは適当か。	5点
・取り組み意欲、対応の迅速性及び柔軟度、情報収集能力等についての確か。	5点
<b>2 適切な情報収集とデータ分析</b>	<b>60点</b>
・障害者総合支援法、児童福祉法を十分理解した提案内容となっているか。	10点
・豊中市第五次障害者長期計画、第6期豊中市障害福祉計画・第2期豊中市障害児福祉計画を十分に理解した提案内容となっているか。	10点
・地域福祉計画や子育て・子育て支援行動計画などの関連計画及びそれに基づく事業等について情報を収集し、それを踏まえた今後の施策展開を提案できているか。	10点
・市民意識調査結果の分析手法について、今後の施策展開に繋げられるような工夫が提案されているか。	10点
・市民意識調査以外に、既存の統計データ等を活用したデータ分析について適切な提案がされているか。	10点
・国・府及び他市の情報を十分に収集し、また、豊中市の地域特性や課題等の実情をふまえて今後の施策展開を提案できているか。	10点
<b>4 見積金額</b>	<b>10点</b>
・提案した金額による評価	5点
・提案した金額について妥当性を説明できているか。	5点
<b>5 独自の提案</b>	<b>10点</b>
・策定した計画を市民に周知する方法や、行政コストの削減など有益性が認められる独自の提案があるか。	10点

※公募開始日から過去3年以内の処分歴等について、最大20点の減点評価を行う。

## (2) 結果通知

審査結果は、全ての提案者に対して、2月下旬に文書で通知する。

なお、豊中市と仕様並びに価格等協議の上、豊中市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定されるので、契約予定者の通知をもって本業務の受託者を約するものではない。

また、市ホームページで結果について公表する。

## 8. 提案者の失格

---

提案者に次の行為があった場合は、失格（選定対象からの除外）とする。

- (1) 本案件期間中に、上記「3. 参加資格」で規定する参加資格に抵触するに至ったとき
- (2) 業務委託料の上限額を超える提案を行ったとき
- (3) 提案書類において虚偽の内容を記載したとき
- (4) 提出期限までに提出場所に提案書類の提出がないとき
- (5) プレゼンテーション審査に欠席したとき
- (6) 一社で複数の提案をしたとき
- (7) 複数社で1つの提案をしたとき
- (8) 法人格を有さない者から申込があったとき。
- (9) 提案に関して談合等の不正行為があったとき
- (10) 正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき
- (11) 法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき
- (12) 審査の公平性を害する行為があったとき
- (13) 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認めたとき

## 9. 契約

---

- ①契約交渉は、最優秀提案者で行い、交渉が合意に至った後、企画提案書の提案内容を基に豊中市と協議の上、業務内容等を確定し、その提案者と随意契約を締結する。なお、当該提案者との契約交渉が不調に終わった場合は、次点の提案者と契約交渉を開始する。
  - ②契約内容及び仕様については、採択された提案をもとに、豊中市と詳細を協議する。この際、改めて豊中市から提案内容の説明を求めることがある。また、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案と変更が生じることがある。
  - ③本業務の受託者は、豊中市財務規則に基づき、契約保証金の納付または履行保証契約の締結を行うこと。
  - ④随意契約を締結する提案者が、提案参加申込書提出時点で豊中市の入札参加資格登録業者でない場合、当該提案者は、契約締結前に豊中市財務規則第90条4第1項に規定する書類を提出し、同資格の認定を受けるものとする。
-

## 10. 留意事項

---

- ① 企画提案書等の作成経費や旅費等の必要経費等は提案者の負担とする。
- ② 審査委員会の構成員、提案者名簿等の内容についての質問は一切受け付けない。
- ③ 提出された書類は返却しない。
- ④ 企画提案書の提出前または提出後に本案件への参加を取り下げる場合は、速やかに下記事務局まで連絡するとともに、文書で豊中市長に通知すること。なお、取り下げによる不利益な取り扱いはしない。

## 11. その他

---

この募集要項に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

## 12. 事務局（問合せ先）

---

豊中市福祉部障害福祉課 担当：大汐・阿部

住 所：〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1（豊中市役所第二庁舎 1階）

電 話：06-6858-3282（直通） F A X：06-6858-1122

E-mail：shougaiikaku@city.toyonaka.osaka.jp